

室蘭市人事行政の 運営等の状況の公表(令和4年度実績)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2及び室蘭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第2号)の規定に基づき、令和4年度の室蘭市の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

令和5年10月31日

室蘭市長 青山 剛

1. 任免及び職員数

項目	概要	人数
職員数	R4.4.1現在の全職員数(公益法人派遣を除く)	1,108
任用者数	R4年度中に採用された正規職員数(医療・看護・保健職を含む)	66
退職者数	R4年度中に退職した正規職員数(医療・看護・保健職を含む)	77

項目	概要	歳
職員の平均年齢	R4.4.1現在の一般行政職の平均年齢	41歳0か月

2. 人事評価

評価の方法	概要
能力評価、業績評価	地方公務員法に基づき、職員の能力および業績に対する評価を行っており、昇任・昇格等、人事管理に活用している

3. 給与

項目	概要	(単位:円)
平均給料月額	R4.4.1現在の一般行政職の平均給料月額	314,693
平均時間外勤務手当支給額(月あたり)	本市給与規定に基づき、正規の勤務時間を超えて、勤務した全時間に対して支給される手当	34,077

4. 勤務時間その他勤務条件

～室蘭市職員の勤務時間は次のとおりです。～

項目	概要
勤務時間	午前8時45分から午後5時15分まで
休憩時間	午後0時15分から午後1時までの45分間
週休日	土・日
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日および年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)

～職員に付与される年次有給休暇の状況は次のとおりです。～

項目	概要	日数
平均年次有給休暇日数	1年度につき20日付与。前年度の休暇に残日数がある場合は、これを翌年度の休暇に加算(40日上限)	38 2/8
平均年次有給休暇取得日数	年次休暇の取得総日数÷人数	11 6/8

～その他の主な休暇制度の状況は次のとおりです。～

項目	概要	取得者数
病気休暇取得者数(実人数)	職員が療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	175
介護休暇取得者数	負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある親族の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇	1

5. 休業

項目	概要	取得者数
育児休業(R4年度に休業開始したもの)	子が満3歳に達するまでの期間中において、育児のために認められる休暇	21
育児部分休業(R4年度に休業開始したもの)	公務に支障のない範囲内で、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度	19
育児短時間勤務(R4年度に取得したもの)	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児休業法で定める勤務の形態により、希望する日及び時間帯において勤務することができる制度	21
修学部分休業(R4年度に取得したもの)	公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認められる場合に、大学その他の教育施設における就学のため、当該就学に必要なと認められる期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないことができる制度	0

6. 分限及び懲戒処分

～分限及び懲戒による処分の状況は次のとおりです。～

項目	概要	人数	
分限処分者数 (R4年度に発令したもの)	地方公務員法に基づく降任、免職、休職、降給の処分	11	
	心身の故障による分限免職		0
	心身の故障による長期休養		11
	勤務実績不良による降任		0
懲戒処分者数 (R4年度に示達したもの)	地方公務員法に基づく戒告、減給、停職又は免職の処分	1	
	服務及び業務処理関係		0
	監督責任関係		0
	私行関係		0
	交通違反		1

7. 服務

～懲戒処分には至らない訓告や注意等の状況は次のとおりです。～

項目	概要	人数	
訓告等処分者数 (R4年度に発令したもの)	懲戒処分に至らない程度の行為に対し反省を促すための訓告、嚴重注意及び注意の処分	36	
内訳	服務及び業務処理関係		6
	監督責任関係		4
	交通違反	26	
営利企業等従事許可者数 (R4年度に許可したもの)	報酬を得て他の事業若しくは事務に従事することに対する、地方公務員法に基づく任命権者による許可	126	
内訳	①営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社 その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ねるもの		0
	②自ら営利を目的とする私企業を営むもの		0
	①及び②を除き、報酬を得て事業又は事務に従事するもの		126

8. 退職管理

～本市を離職した職員(離職時に管理職以上で、離職後2年を経過するまでのもの)に関する営利企業等への再就職状況については次のとおりです。～

離職年月日	離職時の所属	離職時の職名	再就職年月日	再就職先の名称	再就職先における役職名
令和4年度中の再就職は無し					

9. 研修

～職員の勤務能率の発揮及び増進のための研修の開催数は次のとおりです。～

項目	概要	回数
研修実施回数	地方公務員法に基づく、勤務能率の発揮及び増進のための研修	50

10. 福祉及び利益の保護

～職員の健康診断の実施状況は次のとおりです。～

項目	概要	実施回数
健康診断実施回数	職員安全衛生管理規程により実施される健康診断	9
内訳	一般定期健康診断	1
	腰痛予防健康診断	1
	深夜業務職員健康診断	1
	VDT特別健康診断(長時間のVirtual Display Terminal(パソコン画面)を使った作業による病気や影響を検査する健診)	0
	B型肝炎予防接種	1
	人間ドック	1
	子宮がん検診	1
	乳がん検診	1
	脳ドック	1
	ストレスチェック	1

～地方公務員の公務災害補償制度により補償された人数は次のとおりです。～

項目	概要	補償を受けた人数
公務災害補償者数	職員が公務中又は通勤中に災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補償	9

11.退職手当

～職員に支払われた退職手当は次のとおりです。～

項目	概要	(単位:円)
支給額(総額)	退職手当支給額=退職時の給料月額×退職手当条別表による支給割合	343,705,784

項目	概要	月数
最高支給率(月数)	勤続35年以上のもので退職事由が自己都合ではないものの支給率(自己都合退職の場合は勤続45年以上のものに限る)	47.709

公平委員会関係

～公平委員会の業務状況は次のとおりです。～

項目	概要	件数
勤務条件に関する措置の要求件数	地方公務員法に基づき、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会又は公平委員会に対し、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべき要求	0
不利益処分に関する不服申立て件数	任命権者が行った懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分に対し、人事委員会又は公平委員会に対してのみ行政不服審査法による不服申立て(審査請求又は異議申立て)	0
苦情相談	職員の勤務時間その他の勤務条件、服務、職場の人間管理等に関するもの	0

※公平委員会とは…地方自治法に基づき、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもの